

社会福祉法人 白陽会 役員等報酬規程

(目的及び報酬総額)

第1条 この規程は、社会福祉法人白陽会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとし、役員等の報酬総額は別表1の通りとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次の通り報酬を支給する。

- (1) 業務執行役員（理事長、業務執行理事）については、報酬を支給し、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非業務執行役員等（評議員、理事、監事）については、職務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(業務執行役員等の報酬等の算定方法)

第3条 業務執行役員に対する報酬は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとし、個別の支給額は理事会にて定める。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第15条の規定に準ずる額

(非業務執行役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非業務執行役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 非業務執行役員等が職務のため出張をしたときは、職員給与規程第18条に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。なお、日帰り出張の場合も日当を支給するものとする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法及び支給形態)

第6条 業務執行役員に対する報酬等の支給時期は、次の通りとする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第7条に準じた日とする。
- 2 非業務執行役員等に対する報酬は、当該会議等への出席及び決議の省略を行った場合、

講習・説明会への出席の都度、支給する。なお、監事監査業務に対する報酬は、上期分を10月15日、下期分を4月15日に支給する。ただし、当日が休日または土曜日の場合は、その前日とする。

- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。
- 4 報酬等は、銀行振込により支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに業務執行役員又は監事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 業務執行役員若しくは監事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、業務執行役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規程は平成29年4月1日より施行する。
この規程を平成30年7月1日改定する。
この規程を令和元年7月1日改定する。
この規程を令和3年7月1日改定する。

別表1 (理事及び監事に対する報酬の総額)

役職名	報酬の合計上限額
理事	年額 13,000,000円
監事	年額 1,000,000円

別表2 (業務執行役員の報酬上限額)

役職名	報酬の上限額
理事長	年額 6,000,000円
業務執行理事	年額 6,000,000円

別表3 (非業務執行役員等の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	20,000円
決議の省略を行った場合	5,000円
講習・説明会への出席	5,000円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
決議の省略を行った場合	5,000円
講習・説明会への出席	5,000円

(3) 監事

監事監査業務	年額 100,000円
評議員会・理事会への出席	日額 5,000円
講習・説明会への出席	日額 5,000円